

○総務省令第一号  
外務省令第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

総務大臣 石田 真敏

外務大臣 河野 太郎

在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令  
在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年<sup>外務省</sup>自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表											改正後
地域	[略]	中南米	[略]	[略]	アフリカ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
領事官	[略]	[略]	在セントクリストファー・ネイビス日本国大使	[略]	[略]	在エジプト日本国大使	在エスワティニ日本国大使	[略]	在カーボベルデ日本国大使	在スーダン日本国大使	
管轄区域	[略]	[略]	セントクリストファー・ネイビス	[略]	[略]	エジプト	エスワティニ	[略]	カーボベルデ	スーダン	

別表											改正前
地域	[同上]	中南米	[同上]	[同上]	アフリカ	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	
領事官	[同上]	[同上]	在セントクリストファー・ネイビス日本国大使	[同上]	[同上]	在エジプト日本国大使	[同上]	在カーボヴェルデ日本国大使	在スーダン日本国大使	在スワジランド日本国大使	
管轄区域	[同上]	[同上]	セントクリストファー・ネイビス	[同上]	[同上]	エジプト	[同上]	カーボヴェルデ	スーダン	スワジランド	

備考 表中の「」の記載は注記である。

略

略

同上

同上

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。